

平 2 2 教 安 体 第 7 9 1 号  
平成 22 年(2010 年)11 月 15 日

山 口 県 医 師 会 長 様  
山 口 県 学 校 薬 剤 師 会 長

山 口 県 教 育 庁 学 校 安 全 ・ 体 育 課 長

ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の予防及び発生時の対応について

平素から学校保健・学校給食の推進に、特段の御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。  
標記の件について、別添写しのとおり、各市町教育委員会及び県立学校あてに通知したのでお知らせします。

こども元気づくり班  
担当 宗里、新山  
T e l . 083-933-4685  
F a x . 083-922-8737

平 2 2 教 安 体 第 7 9 1 号  
平成 22 年(2010 年)11 月 15 日

各 公 立 高 等 学 校 長  
県立高森みどり中学校長 様  
県立下関中等教育学校長  
各 県 立 特 別 支 援 学 校 長

学校安全・体育課長

### ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の予防及び発生時の対応について

平素から感染症・食中毒の発生防止対策について、特段の御配意を賜り感謝申し上げます。

さて、今年も 11 月に入りノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の多発する時期を迎えることから、別紙 1 の内容について周知徹底を図り、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の予防及び発生時の対応に万全を期していただきますようお願いします。

また、感染性胃腸炎や食中毒が集団発生した場合は、別紙 1 を参考に様式 1, 2 により所轄の健康福祉センター(保健所)及び当課へ、FAX にて早急に報告願います。

なお、感染性胃腸炎については、別紙 2 を参照してください。

#### <添付>

- ・別添 1 感染症胃腸炎の予防及び発生時の対応について
- ・別紙 1 感染症・食中毒(疑い)事故発生時の措置(県立用)
- ・別紙 2 学校伝染病第 3 種「その他の伝染病」の運用の改正について
- ・様式 1 学校における感染症・食中毒発生状況報告
- ・様式 2 学校(共同調理場)における食中毒発生状況報告(速報用)

#### <参照>

- ・「伝染病・食中毒(疑い)事故発生時の対応について」(平成 22 年 4 月 8 日付け平 22 教安体第 62 号)
- ・学校給食衛生管理基準(平成 21 年文部科学省告示第 64 号)

#### <関連webサイト>

- ・ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の予防について(山口県感染症情報センター)
- ・山口県の感染症発生動向調査(山口県感染症情報センター)
- ・ノロウイルス感染症(国立感染症研究所感染症センター)
- ・ノロウイルス食中毒の予防に関する Q & A(厚生労働省)
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター/学校安全/学校給食会/食中毒について

こども元気づくり班  
担当 宗里、新山  
T e l . 083-933-4685  
F a x . 083-922-8737

## 感染性胃腸炎の予防及び発生時の対応について

### 1 感染性胃腸炎とは

「感染性胃腸炎」という診断名は、ウイルス、細菌などの多種多様な原因によるものを包含する感染性の胃腸炎である。

### 2 各学校での対応

- (1) 平素から、**出欠状況の把握と健康観察**を充分に行い、患者の早期発見に努める。
- (2) 日頃から、幼児・児童・生徒及び教職員に感染性胃腸炎に関する**正しい知識と予防方法の周知徹底**を図るとともに、**手洗いやうがいの励行**を指導。
- (3) 高熱を伴わない突然の嘔吐と下痢で、ウイルス性を念頭においた感染性胃腸炎「流行性嘔吐下痢症」が疑われる場合、以下を参考に**必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、学校において予防すべき第3種の「その他の伝染病」として措置を講ずる。また、集団発生した場合は、まん延防止に適切な措置を講ずる。(教育委員会へ報告)**

**「流行性嘔吐下痢症」(学校において予防すべき伝染病の解説、平成11年3月、文部省を参考)**

【**病原体**】 主としてノロウイルス(小型球形ウイルス、SRSV)、ロタウイルス、時に腸管アデノウイルス。

【**潜伏期間**】 1～3日

【**感染経路(発症時期)**】 主として経口感染で、飛沫感染もある。貝(カキなどの2枚貝)などの食品を介しての感染例もあり、食中毒の発生原因になることがある。特に吐物や便の処理の際に感染する2次感染には、十分な注意が必要。糞便へのウイルス排泄期間は、通常では1週間程度、長いときには1か月程度ウイルスの排泄が続くことがある。ロタウイルス、ノロウイルスは冬季に多く、アデノウイルスは年間を通じて発生する。

【**症状**】 嘔吐と下痢が主で、ロタウイルスの場合は時に乳白色の下痢便となる。下痢は2～7日で治まるが、脱水症状に要注意。体調が悪いときは無理をせず、医師の診察を受けることが大切。

【**罹患年齢**】 ロタウイルスやアデノウイルスによるものは乳幼児が多く、ノロウイルスは幼児と小学生に多くみられる。

【**治療方法**】 対症療法が中心。特に脱水症状を治療することが重要。

【**予防方法**】 一般的な感染症の予防方法(手洗い、うがい等)の励行が大切。

【**登校基準**】 下痢・嘔吐症状回復後、全身状態のよい場合は、主治医の判断により登校可能。

- (4) **吐物や便の処理の際に、2次感染しないよう以下のことに充分注意する。**

吐物等のふき取り、汚染された衣類等の片づけの際には、使い捨てビニール手袋やマスクを使用する。

吐物等のふき取りに使用したペーパータオル等や汚染された衣類等は、衛生的に廃棄するか、捨てられないものは塩素系漂白剤又は熱湯でつけ置き洗いをする。

吐物のあった床等は、**次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度約200ppm:市販の塩素系漂白剤の塩素濃度は5～6%なので250倍に希釈)**で浸すように拭き取る。(塩素ガス発生に注意)

給食等において、吐物等が付着した食器具等は、吐物を適切に処理し、洗浄後、**次亜塩素酸ナトリウム(同上)**に10分間つけ置き処理した後、その旨を明示し、調理室等へ返却する。

嘔吐物等の処理をした後は、必ず十分な手洗いとうがいをを行う。

- (5) **トイレの取っ手や水道の蛇口等は、定期的(流行時は頻繁)に消毒液で拭く。**
- (6) 体調不良の幼児児童生徒には、激しい運動や部活動等を控えさせる。**給食当番をさせない。**

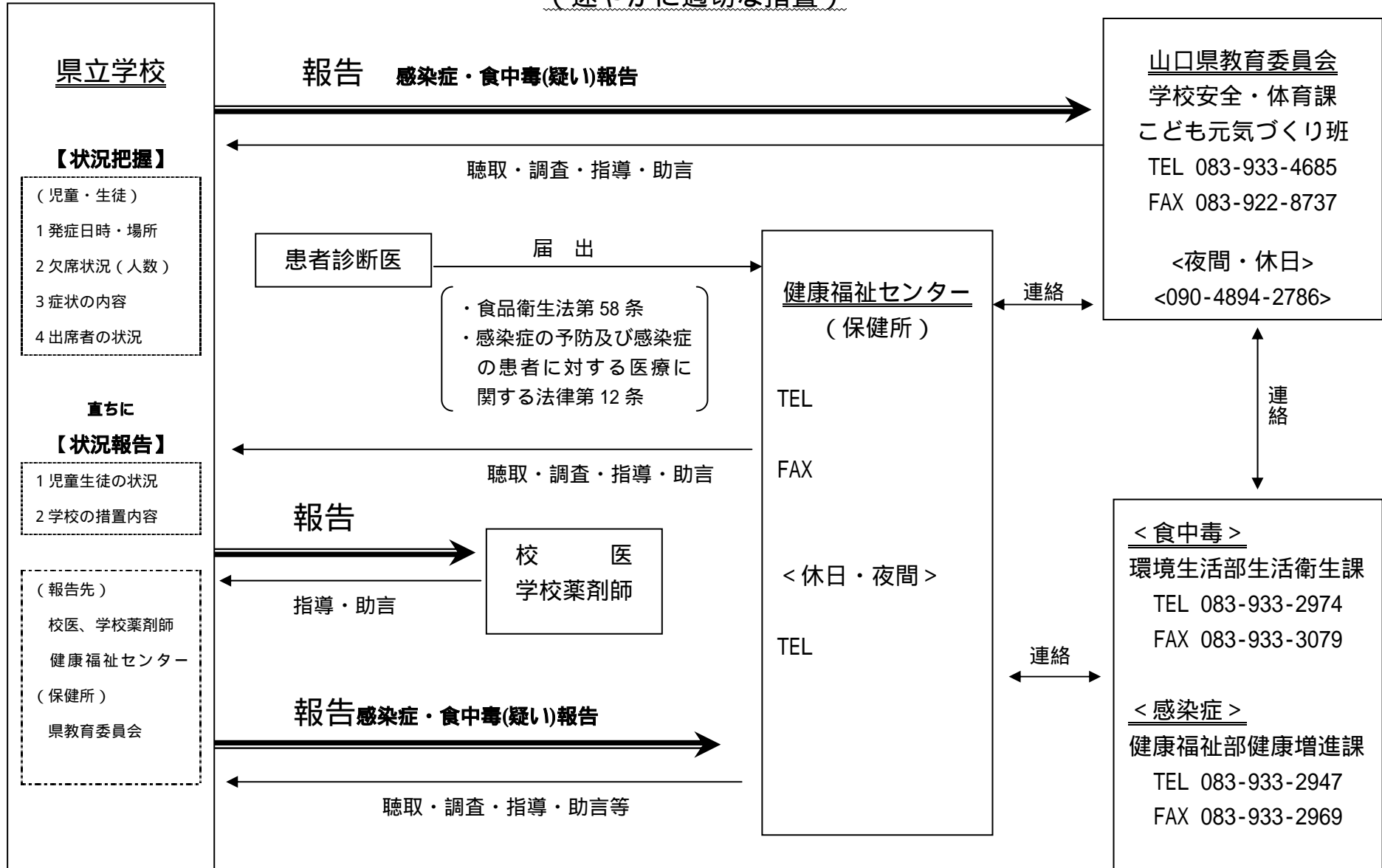
### 3 学校給食施設での留意事項

- (1) 給食従事者に下痢等の症状がある時は、調理作業に従事させない。
- (2) 給食従事者は手洗い及び食材の加熱調理の温度確認を確実に行う。
- (3) 「学校給食衛生管理基準」に基づき、衛生管理を行うとともに、日常点検項目の確認を確実に実施する。

県立学校用

# 感染症・食中毒(疑い)事故発生時の措置

(速やかに適切な措置)



平 1 8 教 安 体 第 1 1 5 5 号  
平成 1 8 年 ( 2006 年 ) 1 2 月 1 9 日

市町教育委員会教育長 様

山口県教育委員会教育長

学校伝染病第 3 種「その他の伝染病」の運用の改正について

学校伝染病第 3 種「その他の伝染病」は、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が主治医や学校医等の意見を聞き、第三種の伝染病としての措置をとることができる疾患です。

子どもの感染症の中には、「条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる伝染病」や「通常出席停止の措置は必要ないと考えられる伝染病」など多数ありますが、出席停止の指示をするかどうかは、伝染病の種類や各地域、学校における伝染病の発生・流行の態様等を考慮の上判断する必要があり、具体には病状などにより医師の指示に従うことが必要です。

このたび、山口県医師会から別添写しのとおり「アデノウイルス感染症（アデノウイルス急性咽頭炎・扁桃炎）」を学校伝染病第 3 種「その他の伝染病」の出席停止扱いができる疾患として加えられた旨のお知らせがありました。

なお、別添写しの「非出席停止扱い」の中で、特に感染性胃腸炎やヘルパンギーナ、手足口病などは、まれに主治医より、学校伝染病第 3 種として欠席の指示がありうるので、必要があれば上記のとおり学校医の意見や様々な状況を考慮の上、措置を講じるよう、併せて貴管下の学校へ周知方よろしく申し上げます。

山口県教育庁学校安全・体育課  
こども元気づくり班  
担 当 小 田  
TEL 083-933-4685  
FAX 083-922-8737

平 1 8 教 安 体 第 1 1 5 5 号  
平成 1 8 年 ( 2 0 0 6 年 ) 1 2 月 1 9 日

各 県 立 学 校 長 様

学 校 安 全 ・ 体 育 課 長

学校伝染病第 3 種「その他の伝染病」の運用の改正について

学校伝染病第 3 種「その他の伝染病」は、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が主治医や学校医等の意見を聞き、第三種の伝染病としての措置をとることができる疾患です。

子どもの感染症の中には、「条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる伝染病」や「通常出席停止の措置は必要ないと考えられる伝染病」など多数ありますが、出席停止の指示をするかどうかは、伝染病の種類や各地域、学校における伝染病の発生・流行の態様等を考慮の上判断する必要があり、具体には病状などにより医師の指示に従うことが必要です。

このたび、山口県医師会から別添写しのとおり「アデノウイルス感染症（アデノウイルス急性咽頭炎・扁桃炎）」を学校伝染病第 3 種「その他の伝染病」の出席停止扱いができる疾患として加えられた旨のお知らせがありました。

なお、別添写しの「非出席停止扱い」の中で、特に感染性胃腸炎やヘルパンギーナ、手足口病などは、まれに主治医より、学校伝染病第 3 種として欠席の指示がありうるので、必要があれば上記のとおり学校医の意見や様々な状況を考慮の上、措置を講じるようよろしくお願いします。

学校安全・体育課  
こども元気づくり班  
担 当 小 田  
TEL 083-933-4685  
FAX 083-922-8737



山医発第567号-1

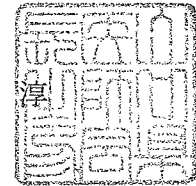
平成18年12月13日

山口県教育庁学校安全体育課長 様

山口県総務部学事文書課長 様

山口県医師会長

藤原



学校伝染病第3種「その他の伝染病」の運用の改正について

平素より本会の学校保健活動の推進につきましては種々ご高配を賜り深謝申し上げます。  
さて、このことにつきまして、別添写しのとおり各郡市医師会あてに通知しましたので、関係機関への周知方等についてご高配を賜りますようお願い申し上げます。



山医発第 567 号

平成 18 年 12 月 13 日

各郡市医師会長 様

山口県医師会長

藤 原 淳

### 学校伝染病第 3 種「その他の伝染病」の運用の改正について

平素より本会の学校保健活動の推進につきましては種々ご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、本会では平成 11 年 4 月の学校保健法改正に伴い、学校伝染病第 3 種のうちの「その他の伝染病」について、山口県小児科医会と協議の結果、疾患を定めその円滑な運用についてご協力をお願い申し上げてきたところです（平成 11 年 7 月 9 日付 山医発第 263 号）。

このたび、山口県小児科医会よりアデノウィルス急性咽頭炎・扁桃炎について、その感染力および症状の強さを考慮し、学校伝染病第 3 種「その他の伝染病」の出席停止扱いができる疾患とすることが提案され、本会で検討を行った結果、上記提案のとおりとすることに致しました。

これにより、学校伝染病第 3 種「その他の伝染病」の運用を下記の通り改正致しますので、学校医等貴会関係会員への周知方につきまして貴職のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 学校伝染病第 3 種「その他の伝染病」の運用について

	改正後	改正前
出席停止扱い	溶連菌感染症 (A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎) マイコプラズマ感染症 (マイコプラズマ肺炎) <u>アデノウィルス感染症</u> (アデノウィルス急性咽頭炎・扁桃炎)	溶連菌感染症 (A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎) マイコプラズマ感染症 (マイコプラズマ肺炎)
非出席停止扱い	感染性胃腸炎 ヘルパンギーナ 手足口病 伝染性紅斑 伝染性膿痂症 伝染性軟属腫	感染性胃腸炎 ヘルパンギーナ 手足口病 伝染性紅斑 伝染性膿痂症 伝染性軟属腫



(様式1)

### 学校における感染症・食中毒発生状況報告

1	学校名																	
2	学校の所在地																	
3 感染症・食中毒の発生状況	(1)病名																	
	(2)発生年月日	平成 年 月 日( )																
	(3)終焉年月日	平成 年 月 日( )																
	(4)発生の場所																	
	(5)患者数・欠席者数及び死亡者数	区分学年	児童生徒数			患者数			欠席者数			入院者数			死亡者数			備考
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		第1学年																
第2学年																		
第3学年																		
第4学年																		
第5学年																		
第6学年																		
計																		
	(6)発生の経緯																	
4	患者及び死亡者発見の動機																	
5	感染症・食中毒の発生原因																	
6	感染症・食中毒の感染経路																	
7	臨床症状の概要																	
8	(1)学校の処置																	
	(2)学校の管理機関の処置																	
	(3)保健所その他の関係機関の処置																	
9	都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																	
10	その他の参考となる事項																	

- 注 1 感染症・食中毒が発生した場合、直ちに「様式2」によりFAXで報告すること。  
2 職員について該当者があったときは、(5)の備考欄に該当人員を記入すること。  
3 共同調理場の場合は、(5)に感染症・食中毒の発生した受配校の総計を記入し、各受配校については別様にして添付すること。  
4 インフルエンザ様疾患については、別様式とする。

(様式2)

学校(共同調理場)における食中毒発生状況報告(速報用)

		都道府県		山口県		
学 校 名 (共同調理場名)		校長名 (所長名)				
学校・共同調理場の所在地		電 話				
受 配 校 数 (共同調理場方式のみ記入)						
食中毒の発生状況	発 生 日 時	平成 年 月 日 ( ) 初発: 時 分				
	発 生 の 場 所					
	児 童 生 徒 数		男	女	計	備 考
						他、職員 人
	患 者 等 数 平成 年 月 日 午前・午後 時 分現在	区 分	男	女	計	備 考
		患 者 数				他、職員 人
		う ち 欠 席 者 数				他、職員 人
		う ち 入 院 者 数				
	う ち 死 亡 者 数					
	主 な 症 状					
発 生 原 因 (判明している場合記入)						
献立表	(食中毒発生前2週間分の食材の判る献立表を添付)					

- (註) 1 食中毒発生後直ちにFAXにて報告するとともに、患者等数に変動があったときは速やかに本様式にて随時報告すること。  
 2 職員について該当者があったときは、備考欄に当該人員を記入すること。  
 3 共同調理場における患者等数は、食中毒の発生した受配校の総計を記入し、受配校毎は別様にして添付すること。